財政状況等一覧表 (平成20年度決算)

団体名 甲州市 (単位:百万円)

標準税収入額	等	普通交付税額	臨時財政対策	標準財政規模
A		B	債発行可能額C	A+B+C
5,2	213	4,130	416	9,758

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	15,594	15,246	349	319	45	20,338	
一般会計等	15,594	15,246	349	319		20,338	

^{※「}一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	4,146	4,007	138	138	253	142	=	
診療所事業特別会計	91	80	11	11	-	23	-	
老人保健特別会計	449	402	47	47	35	=	=	
後期高齢者医療特別会計	332	324	8	8	79	=	=	
介護保険事業特別会計	2,503	2,474	29	29	375	=	=	
居宅介護予防支援事業特別会計	8	7	1	1	-	=	=	
訪問看護事業特別会計	76	66	10	10	=	=	=	
下水道事業特別会計	1,955	1,941	15	13	775	11,202	10,205	
簡易水道事業特別会計	564	555	9	9	140	2,555	1,556	
水道事業会計	391	419	△ 28	797	2	1,346	3	法適用企業
勝沼ぶどうの丘事業会計	909	831	78	179	-	21	=	法適用企業
勝沼病院事業会計	25	25	0	16	29	196	170	法適用企業
公営企業会計等 計				1,259		15,484	11,934	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

								(年位:日/川)/
一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
東山梨行政事務組合	1,525	1,496	29	29	12	2,463	1,072	
東山梨環境衛生組合	405	399	6	6	=	286	82	
釈迦堂遺跡博物館組合	49	47	2	2	=	=	=	
山梨県市町村総合事務組合 (一般会計)	7,326	7,316	10	10	2,193	-	ı	
山梨県市町村総合事務組合 (行政手続の電子化事業特別会計)	123	93	30	30	-	ı	ı	
山梨県市町村総合事務組合 (交通災害共済事業特別会計)	116	115	0	0	27	ı	ı	
山梨県市町村自治センター	385	379	6	6	113	İ	İ	
山梨県市町村議会議員公務災害補債等組合	1	1	0	0	0	=	=	
山梨県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	614	582	32	32	-	-	-	
山梨県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	72,515	70,406	2,109	2,109	623	=	=	
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	220	180	40	40	-	31	4	
峡東地域広域水道企業団	723	652	70	757	=	3,229	ï	法適用企業
一部事務組合等 計				3,023		6,008	1,158	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
甲州市土地開発公社	0	39	8	-	21	1,463	_	-	
まほろばの里ふるさと振興財団	△ 22	40	50	0	1	-	1	-	
地方公社・第三セクター等 計			58	0	21	1,463	-	-	

⁽注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

			(単位:百万円)
充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	314	316	1
減 債 基 金	150	150	0
その他充当可能基金	849	1,271	422
允 当 叩 能 基 宝	1,313	1,737	424

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実 質 赤 字 比 率	3.40	3.26	△ 0.14	△ 13.37	△ 20.00	下水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	15.51	16.17	0.66	△ 18.37	△ 40.00	簡易水道事業特別会計	-	-	=
実質公債費比率	18.4	17.8	△ 0.6	25.0	35.0	水道事業会計	-	-	-
将来負担比率	201.1	178.6	△ 22.5	350.0		勝沼ぶどうの丘事業会計	-	-	-
財政力指数	0.55	0.56	0.01			勝沼病院事業会計	-	-	=
経常収支比率	86.2	83.1	△ 3.1						

- 経帯、収支 化率 86.2 83.1 △3.1 「注射 (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△~)で表示している。 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。